

仙台大学

平成 25 年度 大学機関別認証評価
評価報告書

平成 26 年 3 月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

仙台大学

I 認証評価結果

【判定】

評価の結果、仙台大学は、日本高等教育評価機構が定める大学評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

建学の精神は「実学と創意工夫」、教育理念は「スポーツ・フォア・オール」、使命・目的は「社会で充分活動できるための智識と技能を鍛えた心身ともに健康である人間をつくること」及び「心身の健康育成を特に重視した教育を実施すること」と具体的に表現し、明文化し、学則に定められており、大学が発行する各種印刷物やホームページなどの広報媒体に文章化され、学内外に周知されている。

また、使命・目的及び教育目的を整理し、学科ごとのディプロマポリシー、カリキュラムポリシー及びアドミッションポリシーに反映し、かつ常に社会の動向に応じた見直しを行っている。

「基準2. 学修と教授」について

入学者受入れ方針に沿った選抜方法の工夫及び教育課程と教授方法は適切であり、教職員の協働による各種の学修支援及び授業支援なども充実している。

単位認定、卒業認定などは明確な基準に基づいて厳正に適応され、GPA(Grade Point Average)制度も導入しキャップ制や、奨学金制度に活用している。キャリア教育は、3年次まで必修として設定され、教育課程内外を通じて教職員による相談・助言体制が整備されている。

大学の教育目的を達成するための教員配置は適切であり、資質・能力向上への取組みや教育目的の達成状況の評価も積極的に行われており、教育環境も適切に整備・管理されている。

「基準3. 経営・管理と財務」について

中長期的な財政については部門ごとの独立採算を基本方針として明確化し、財務管理がなされている。また、単年度収支均衡を前提としつつ、理事長兼学長が会議に出席し、各年度の事業計画書に基づいた予算策定がされている。会計監査の体制整備状況は公認会計士による監査を定期的実施し、監事と公認会計士の連携が行われている。

理事会は私立学校法第36条に基づき、「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と規定され、寄附行為及び同施行規則に則って運営されている。また、常任理事会には、大学部門・高校部門の事務部の長及び法人部門の各課長などを陪席させ、現場の状況などを把握の上、組織的・機動的な管理運営が行われている。

「基準4. 自己点検・評価」について

大学の使命・目的を達成するために、教育研究活動などの状況について自ら点検及び評価することを学則に定め、学長を委員長とする「自己点検・評価運営委員会」を設置し、恒常的な実施体制のもと、平成 21(2009)年度以降教員の活動に関する自己点検・評価を定期的実施している。

また、専任の IR(Institutional Research)オフィサー職を置き、教育企画部長、学生部長、入試創職部長、大学事務局各室・課と連携して自己点検・評価に必要な情報収集・整理を行っている。法人と大学、大学内の教学部門と事務部門が一体となって、自己点検・評価結果を教育現場に還元・活用できる仕組みを構築し、PDCA サイクル機能を実現している。

総じて、学部・学科などの構成、教員組織、教育環境が安定した財務・経営基盤のもと適切に整備され、定期的に自立的な自己点検・評価を実施し、PDCA サイクル機能の実現を図っている。特に東日本大震災で被害を受けた東北に位置する大学として、地域密着型の大学を目指し、中期的な計画のもとに使命・目的及び教育目的に反映させている大学である。

なお、使命・目的に基づく大学独自の取組みとして設定されている、「基準 A.社会連携」「基準 B.国際交流と連携」については、各基準の概評を確認されたい。

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価結果】

基準 1 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

1-1 使命・目的及び教育目的の明確性

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

1-1-② 簡潔な文章化

【評価結果】

基準項目 1-1 を満たしている。

【理由】

建学の精神は「実学と創意工夫」、教育理念は「スポーツ・フォア・オール」、使命・目的は「社会で充分活動できるための智識と技能を鍛えた心身ともに健康である人間をつくること」及び「心身の健康育成を特に重視した教育を実施すること」と具体的に表現し、明文化されている。

使命・目的及び教育目的、そして「スポーツ・フォア・オール」という教育理念が、学生便覧、大学案内、ホームページ、大学入学試験要項などに簡潔な文章で示されている。

1-2 使命・目的及び教育目的の適切性

1-2-① 個性・特色の明示

1-2-② 法令への適合

1-2-③ 変化への対応

【評価結果】

基準項目 1-2 を満たしている。

【理由】

大学の使命・目的及び教育目的のために「体育」に焦点を当て、スポーツ・健康科学を専攻領域にし、「心身の健康育成を特に重視した教育」による人材育成という個性・特色を学則、大学案内、ホームページなどに反映し、明示している。また、学校教育法第 83 条に基づき、大学として適切な目的を掲げている。

昭和 42(1967)年の体育学部体育学科開設以降、平成 7(1995)年の健康福祉学科増設、「スポーツ・フォア・オール」という教育理念の制定、平成 10(1998)年の大学院修士課程の設置、平成 15(2003)年の運動栄養学科、平成 19(2007)年のスポーツ情報マスメディア学科、平成 23(2011)年の現代武道学科と、社会情勢などに対応し、学科などを順次増設しながら、使命・目的及び教育目的の見直しが行われている。

1-3 使命・目的及び教育目的の有効性

1-3-① 役員、教職員の理解と支持

1-3-② 学内外への周知

1-3-③ 中長期的な計画及び 3 つの方針等への使命・目的及び教育目的の反映

1-3-④ 使命・目的及び教育目的と教育研究組織の構成との整合性

【評価結果】

基準項目 1-3 を満たしている。

【理由】

使命・目的及び教育目的の策定などには、理事会・評議員会、教授会そのほかの学内会議などにおいて、役員、教職員が関与・参画し、また教職員向け広報誌「Monthly Report」に基本理念を掲げ、理解と支持を得ている。そして、大学案内、広報誌「SUN」、ホームページ、学内における「建学の精神」及び「基本理念」のパネル掲示などにより、学内外に周知している。また、中長期的な計画及び三つの方針は、使命・目的及び教育目的を反映し、具現化したものとなっている。

使命・目的及び教育目的を達成するために、スポーツ科学研究科修士課程、体育学部に 5 学科を設置し、更に「スポーツ健康科学研究実践機構」、教職支援センター、学生支援センター、教育企画・学生・入試創職の各部、図書館など必要な教育研究組織が整備されている。

基準 2. 学修と教授

【評価結果】

基準 2 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

2-1 学生の受入れ

- 2-1-① 入学者受入れの方針の明確化と周知
- 2-1-② 入学者受入れの方針に沿った学生受入れ方法の工夫
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価結果】

基準項目 2-1 を満たしている。

【理由】

アドミッションポリシーは、大学の 5 学科については大学入学試験要項及び大学案内に、大学院については「選考方針（入学者選抜方針）」として大学院学生募集要項に示されている。このアドミッションポリシーをもとに、多様な入学者選抜を実施しており、入学者受入れ方針に沿った学生の受入れに工夫がみられる。

体育学科の収容定員に対する在籍者数の超過は、過去 5 年間にわたり高い数値になっているが、これに対する改善計画が策定されており、適切な管理が期待される。ほかの 4 学科と研究科については、概ね入学定員に沿った入学者数を維持している。

【参考意見】

○体育学科の収容定員に対する在籍者数の超過への改善計画を確実に進めることが望まれる。

2-2 教育課程及び教授方法

- 2-2-① 教育目的を踏まえた教育課程編成方針の明確化
- 2-2-② 教育課程編成方針に沿った教育課程の体系的編成及び教授方法の工夫・開発

【評価結果】

基準項目 2-2 を満たしている。

【理由】

教育目的を踏まえ、教育課程の編成方針は、「教育課程検討委員会」を中心に学科ごとにカリキュラムポリシーとして定め明示している。授業科目は、基礎科目、専門基礎科目、発展科目、応用科目と順次性をもって編成され、体育系大学としての「学士力」を形成するための科目設定がされている。また、教授方法の改善を進めるために、「教育改善企画委員会」を設置し、教員向け研修会の実施やシラバスの整合性が図られている。

大学院 2 年コースでは、学部在先立ちポートフォリオと「学習成果報告書」の作成を行っている。

2-3 学修及び授業の支援

2-3-① 教員と職員の協働並びに TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援及び授業支援の充実

【評価結果】

基準項目 2-3 を満たしている。

【理由】

学生支援センター、教職支援センター、キャリアセンターなどを設置し、教職員協働による学生への支援体制を整備・運営している。また、退学防止策として、修得単位数が少ない学生に対して改善を求める退学勧告の制度を教育企画部が中心となって運用している。

TA は、「仙台大学ティーチングアシスタント規程」に基づき、実技科目や実験科目などにおいて活用されている。また、学生の学修及び授業支援に対する学生の意見などをくみ上げるため、「学生意見箱」を設置し、クラス担任制や指導教員による個別面談などを実施するなど、教育効果を高める方策がとられている。

大学院においてもクラス担任制を敷き、学修支援などを行っている。また、研究についても指導教員、副指導教員の複数指導体制によるきめ細かな指導を行っている。

2-4 単位認定、卒業・修了認定等

2-4-① 単位認定、進級及び卒業・修了認定等の基準の明確化とその厳正な適用

【評価結果】

基準項目 2-4 を満たしている。

【理由】

成績評価に GPA 制度を導入し、履修科目登録単位数の上限（キャップ制）への上乗せ、奨学金制度に活用している。単位認定、進級及び卒業・修了要件などの基準については、学則に明記しており、各学科の学位授与の方針を定め、ホームページなどで公表している。また、他大学又は短期大学などにおいて修得した単位、大学以外の教育施設などにおける学修及び入学前の既修得単位などは、認定の上限を設定することなどが学則に明示され厳正に適用されている。

2-5 キャリアガイダンス

2-5-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する指導のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-5 を満たしている。

【理由】

キャリア教育は、「キャリアプランニングⅠ・Ⅱ・Ⅲ」として、1年次から3年次までの必修科目として設定されており、インターンシップは、「キャリアプランニングⅡ」として2年次全学生を対象に実施され、「自己開拓インターンシップ」と「大学紹介インターンシップ」の2種類から選択できるようになっており、キャリア支援の体制が整備されている。

教育課程外では、「入試創職部」に「入試創職室」を設置し、教職員による就職の相談・助言体制が整備されており、就職活動対策講座、受験対策講座などのさまざまな就職支援講座が実施されている。

2-6 教育目的の達成状況の評価とフィードバック

2-6-① 教育目的の達成状況の点検・評価方法の工夫・開発

2-6-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての評価結果のフィードバック

【評価結果】

基準項目 2-6 を満たしている。

【理由】

学科、各種委員会、作業チームごとに各年度の課題・成果について点検・評価を行い、教育目的の達成状況を組織ごとに把握している。また、教員の自己点検・評価結果は、PDCAシステムの導入によって行われており、教育組織単位及び教員ごとの自己点検・評価の結果は製本し個々の教員に配付され、教育研究の改善に役立てられている。

学生の授業出席状況確認のため、出席管理システムを導入して学生の履修、出席状況を把握し、学生の学修、生活面の支援を行っている。大学院では、ポートフォリオによって授業担当者が受講学生の学修状況の把握ができるとともに、担当クラスの学生の成績、資格取得、就職状況を把握し、点検・評価を行っている。

授業改善アンケート調査結果は、学内情報ポータルサイト上で全教員に公表し、各教員が授業改善度を自己診断できるよう工夫されており、授業改善に活用されている。

2-7 学生サービス

2-7-① 学生生活の安定のための支援

2-7-② 学生生活全般に関する学生の意見・要望の把握と分析・検討結果の活用

【評価結果】

基準項目 2-7 を満たしている。

【理由】

学生部及び学生支援センターを中心として、厚生補導、課外活動支援、健康相談、心的支援、生活相談、経済的支援などの仕組みが適切に整備され運営されている。また、学生の利便性などを図るため、ICチップ搭載の学生証を配付し、授業出席確認、図書館への入館、学生食堂での利用、各種証明書の発行に活用させている。

「仙台大学スポーツ奨学生規程」を設け、対象学生に対して学費の全額もしくは一部免

除の経済的な支援を行っている。また、東日本大震災などの自然災害により被害を受けた学生に対し、学費減免の措置をとっている。課外活動への支援は、「仙台大学学友会」を組織し、大学からの助成金と学生会員から徴収した会費で運営され管理されている。また、アスレティックトレーニングルームなどの設置を中心に、専任スタッフが常に管理・指導にあたる体育大学ならではの環境が整備されている。

学生の意見・要望については、「学生意見箱」を設置し、対応の仕組みを作っている。

2-8 教員の配置・職能開発等

2-8-① 教育目的及び教育課程に即した教員の確保と配置

2-8-② 教員の採用・昇任等、教員評価、研修、FD(Faculty Development)をはじめとする教員の資質・能力向上への取り組み

2-8-③ 教養教育実施のための体制の整備

【評価結果】

基準項目 2-8 を満たしている。

【理由】

設置基準で求められている必要教員数より多い専任教員が確保され、配置されており、年齢構成も概ねバランスがとれている。教員の採用・昇任については、「仙台大学教員選考規程」「仙台大学教員資格審査基準」「仙台大学教員資格審査基準内規」に基づき運用され、全ての専任教員に任期制が適用されている。

教養教育は、教育企画部教務委員会の下部組織「教養科目作業チーム」によって運営され、専門教育の学修を支える「新しい教養教育」として体育系大学としての教養教育の考え方を打出し、全専任教員が授業を担当している。また、FD 活動情報発信として、情報誌「SUFD」が発刊され、学外 FD 研修会などへも教員を派遣している。

【参考意見】

○教養教育の運営責任体制を明確にするとともに、組織上の整備が望まれる。

2-9 教育環境の整備

2-9-① 校地、校舎、設備、実習施設、図書館等の教育環境の整備と適切な運営・管理

2-9-② 授業を行う学生数の適切な管理

【評価結果】

基準項目 2-9 を満たしている。

【理由】

教育目的の達成のため、校地、運動場、校舎、図書館、体育施設、情報サービス施設、実習施設などの施設設備は、設置基準及びそのほかの基準に沿って整備され、体育大学らしい各種の体育・スポーツ施設を有しており有効活用されている。また、附属図書館は、

閲覧室のほかに、「グループ学習室」や「ニューメディア室」を有し、適切に管理運営されている。

東日本大震災により、体育館、校舎などに多大な被害を受けたが概ね復旧しており、施設・設備は、入り口のスロープ化や段差昇降機、エレベータの設置などによってバリアフリー化の配慮がなされている。

授業を行う学生数については、大人数のクラスが若干見受けられるものの、複数の担当教員で授業に当たるなど、対応に努めている。

基準 3. 経営・管理と財務

【評価結果】

基準 3 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

3-1 経営の規律と誠実性

- 3-1-① 経営の規律と誠実性の維持の表明
- 3-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 3-1-③ 学校教育法、私立学校法、大学設置基準をはじめとする大学の設置、運営に関連する法令の遵守
- 3-1-④ 環境保全、人権、安全への配慮
- 3-1-⑤ 教育情報・財務情報の公表

【評価結果】

基準項目 3-1 を満たしている。

【理由】

寄附行為及び就業規則において、組織倫理に関して規定し、遵法精神に基づいた職務の遂行を求めている。

平成 21(2009)年度から、年度ごとに教学組織及び事務組織の長による分担業務などに関する「年度目標・業務目標」の設定及び点検・評価を実施している。

大学の管理運営については、学校教育法、私立学校法などに準拠し、寄附行為、大学学則など諸規定を整備するとともに、これを遵守した管理運営が行われている。

ハラスメント審査会を設け人権に配慮するとともに、受動喫煙防止法に基づき学内全面禁煙を実施するなど、環境保全を推進している。

法人の基本情報、経営及び財務に関する情報、大学の教育研究に関する情報、自己点検・評価に関する情報などを大学案内など印刷物、ホームページで公表している。

3-2 理事会の機能

- 3-2-① 使命・目的の達成に向けて戦略的意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価結果】

基準項目 3-2 を満たしている。

【理由】

寄附行為において「理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する」と規定し、理事会を最高意思決定機関と位置付けている。

法人の管理運営は、関係法令などに準拠し適正に運営されている。なお、理事会機能の円滑化と業務執行の迅速化を図るため、理事会の権限の一部を委任し、理事長、学長、校長及び常務理事からなる常任理事会を設置している。

常任理事会には、大学部門・高校部門の事務部の長及び法人部門の各課長などを陪席させ、現場の状況などの把握や情報収集により、組織的・機動的な管理運営が行われている。

3-3 大学の意思決定の仕組み及び学長のリーダーシップ

3-3-① 大学の意思決定組織の整備、権限と責任の明確性及びその機能性

3-3-② 大学の意思決定と業務執行における学長の適切なリーダーシップの発揮

【評価結果】

基準項目 3-3 を満たしている。

【理由】

大学の教学組織は、「仙台大学の教学組織に関する規程」に定められ、「教授会」を最高意思決定機関として位置付けている。教授会における審議の実質化のため、大学運営の会議体として、学長、担当副学長で構成する担当副学長合議及び学長、副学長、大学院研究科長などで構成する学内調整会議を設置している。

学長は、教授会、担当副学長合議、学内調整会議、そのほか各種委員会を主宰、統括している。更に、学長は教授会において運営の基本方針などを文書にて周知徹底するなど、リーダーシップを発揮している。

3-4 コミュニケーションとガバナンス

3-4-① 法人及び大学の各管理運営機関並びに各部門間のコミュニケーションによる意思決定の円滑化

3-4-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックによるガバナンスの機能性

3-4-③ リーダーシップとボトムアップのバランスのとれた運営

【評価結果】

基準項目 3-4 を満たしている。

【理由】

法人部門の理事会、評議員会、教学部門の教授会のほか、管理運営に当たり、円滑な意思決定のため、法人部門に常任理事会を、教学部門に担当副学長合議及び学内調整会議を設置し、法人と教学の各種調整を図りつつ、適切な管理運営が行われている。

常任理事会には、学長、大学事務局長が出席し、大学の担当副学長合議には法人の専務理事が出席し、両者連携しつつ相互チェックが行われている。また、監事は理事会、評議員会に出席し、法人の業務又は財産の状況について意見を述べている。

理事長は、理事会、常任理事会において、経営全般に関する方針などを明確にするなど、リーダーシップを発揮している。

3-5 業務執行体制の機能性

3-5-① 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した組織編制及び職員の配置による業務の効果的な執行体制の確保

3-5-② 業務執行の管理体制の構築とその機能性

3-5-③ 職員の資質・能力向上の機会の用意

【評価結果】

基準項目 3-5 を満たしている。

【理由】

事務組織は、「学校法人朴沢学園事務組織規程」に基づき構成されており、職員の採用・昇任・異動については、就業規則などの規定に基づき行われている。

大学事務局長は、理事会や常任理事会に出席するとともに、評議員として評議員会に参画し、それぞれの会議の審議結果、報告などを全職員に通達している。また、教授会については、各事務組織の長である室・課長が陪席し情報を共有している。更に、事務局内では各事務組織の長などによる課長会議を月1回開催し、連絡調整などが行われている。

法人・大学・高校合同の事務職員研修会を年1回実施するとともに、計画的に通信制大学院に進学させるなど、職員の資質向上に向けた取組みが行われている。

3-6 財務基盤と収支

3-6-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

3-6-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価結果】

基準項目 3-6 を満たしている。

【理由】

中長期的な財政について、具体的な数値計画はないが、部門ごとの独立採算を基本方針として明確化し、併設高校の影響を大学部門に波及させない財務管理がなされている。また、単年度収支均衡を前提としつつ、理事長兼学長が予算編成会議などに出席し、各年度の事業計画書に基づいた予算編成がされている。

外部資金導入については、学部教育の高度化・個性化支援など、各種補助金、科学研究費助成事業、また地元企業からの外部資金を積極的に受入れるなど、財務基盤の確立がされている。

3-7 会計

3-7-① 会計処理の適正な実施

3-7-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価結果】

基準項目 3-7 を満たしている。

【理由】

会計処理については、「学校法人会計監査六法」及び「学校法人朴沢学園経理規程」に基づいて会計処理が実施されており、その財務諸表について、私立学校法第 47 条に基づき、ホームページに資金収支計算書、消費収支計算書、貸借対照表、財産目録、監査報告書及び事業報告書が公開されている。

また、会計監査の体制は、公認会計士による監査が年 9 回実施され、監事と公認会計士の打合わせが定期的に行われており、事務局と監事、公認会計士との連携が図られている。

基準 4. 自己点検・評価

【評価結果】

基準 4 を満たしている。基準項目ごとの評価結果と理由については、以下に述べる。

4-1 自己点検・評価の適切性

4-1-① 大学の使命・目的に即した自主的・自律的な自己点検・評価

4-1-② 自己点検・評価体制の適切性

4-1-③ 自己点検・評価の周期等の適切性

【評価結果】

基準項目 4-1 を満たしている。

【理由】

平成 5(1993)年度以降、大学の使命・目的を達成するために、継続的に自己点検・評価の活動を実施しており、教育研究活動などの状況について自ら点検及び評価することを「仙台大学学則第 2 条の 2」に定め、学長を委員長とし、「自己点検・評価運営委員会」を設置し、恒常の実施体制が構築されている。

また、平成 15(2003)年度には外部有識者による評価を実施、平成 21(2009)年度以降は、教員活動に関する資料を前後期 2 回集成し、教学組織・事務組織の長に対して、「年度目標・業務目標」を課して自己点検・評価がされており、結果はホームページ上で公表されている。

4-2 自己点検・評価の誠実性

- 4-2-① エビデンスに基づいた透明性の高い自己点検・評価
- 4-2-② 現状把握のための十分な調査・データの収集と分析
- 4-2-③ 自己点検・評価の結果の学内共有と社会への公表

【評価結果】

基準項目 4-2 を満たしている。

【理由】

平成 21(2009)年度以降、年度ごとに教員の活動に関する資料を集成し、透明性の高い自己点検・評価を実施するとともに、冊子としてまとめ教職員に配付し、情報の共有化がされている。また、各部門の業務に係る情報やデータは、IR オフィサーにおいて集約・分析され、必要に応じて各部署に提供され、更に分析・検討が加えられている。その情報やデータは、学生の動向把握、更に、修学指導や進路状況との関連など、必要に応じて教育改善企画委員会、教務委員会、学生委員会、入試創職委員会に提供され、分析、検討がされている。

外部評価を含む自己点検・評価の結果は学内調整会議を通じ共有化が図られている。また、社会に対してホームページなどを通じて公表されている。

4-3 自己点検・評価の有効性

- 4-3-① 自己点検・評価の結果の活用のための PDCA サイクルの仕組みの確立と機能性

【評価結果】

基準項目 4-3 を満たしている。

【理由】

「自己点検・評価運営委員会」の活動は大学学則に規定し、平成 24(2012)年度の「自己点検・評価運営委員会」の委員構成は、学長を委員長とし、副学長(5人)、学科長(5人)、教育企画部長、学生部長、入試創職部長、事務局長、法人常務理事(2人)である。法人と大学、大学内の教学部門と事務部門が一体となり、自己点検・評価の結果を教育現場に還元され、活用できる仕組みを構築し、PDCA サイクル機能を実現している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 社会連携

A-1 大学の持つ物的・人的資源による社会貢献

- A-1-① 大学が持っている物的・人的資源を社会に提供する努力がなされていること
- A-1-② 本学の持つスポーツ・健康科学面での知(地)の拠点としての役割につき地域社会の理解を深め、教育研究活動の一環で地域社会への協力を一層発展させること

A-2 大学間・企業間連携による教育研究の推進

A-2-① 教育研究上において、企業や他大学との適切な関係が構築されていること

【概評】

基本理念「スポーツ・フォア・オール」に基づく、地域社会をスポーツ健康科学の実践の場とする教育研究活動を通じ、地域社会との協力関係の強化を追及し、社会貢献を重点課題として組織的に対応している。特に、東日本大震災による被災に対し全学体制の支援機構「仙台大学スポーツ&ヘルスコンシェルジュ」を平成 23(2011)年 7 月に立上げ、宮城県牡鹿郡女川町・亘理郡亘理町・遠田郡美里町において、定期的な被災者支援のための健康運動活動を現在も継続的に行っている点は評価できる。

地域社会への大学施設の積極的な開放やスポーツ指導などが行われている。宮城県教育委員会が実施している「みやぎ県民大学」に 22 年間参加し、各種ジュニアスポーツ教室を平成 15(2003)年から継続的に開催している。

これらの活動に、教員と共に学生も参加しており、実学的な教育を受ける機会ともなっている。

平成 20(2008)年度から仙台市内で開催される「サテライトキャンパス公開講座」に参加し、他大学との単位の互換制度や通信制課程履修制度を準備するなど、学生の幅広い学びが可能となる制度を構築している。

体育大学の特色を生かし、スポーツ、健康、運動、栄養などに関する研究を民間企業などと共同研究を進めている。また、プロスポーツチームや企業のスポーツチームの合宿の場としても、施設・設備を提供している。

基準 B. 国際交流と連携

B-1 協定校との留学生派遣・受入れプログラムの整備

B-1-① 協定校との留学生派遣・受入れプログラムの整備

B-2 協定校の教員間交流の推進

B-2-① 協定校教員の講演会・集中講義の開催及び共同研究の推進

【概評】

国際交流については、「スポーツ・フォア・オール」の基本理念のもと、10 か国の 18 校・1 機関と協定・提携関係にあり、協定校間の留学生の派遣・受入れプログラムに基づく交流が年々拡充され、派遣学生への支援や、受入れ学生への体制なども整備されている。留学生寮は、キャンパスに隣接して整備されており、留学生寮管理オフィサーによる管理のほか、日本語能力の向上指導も行われていることは特筆すべき点である。

派遣プログラムの中には、アスレティックトレーナーや「スポーツ栄養&スポーツマネジメントセミナー」のように、特化した領域のプログラムも開設しており、体育系大学の取組みとして高く評価できる。

仙台大学

協定校とは、交換留学生の受入れ、派遣を行っており、一部の協定校とはダブルディグリー制についての覚書を交わし学生派遣を行っており、今後の更なる発展に期待したい。

協定校間において、教員交流として講演会の開催、集中講義の開催、共同研究などが行われており、長期の教員派遣・受入れも実施している。協定校との連携授業では、同時双方向の遠隔授業方式により、アスレティックトレーナー系の授業を開講していることは注目すべき点であり、卒業後に米国の提携大学院に進学し、公認アスレティックトレーナー資格を取得した卒業生も出ている。

国際共同研究も順次進められており、今後、英語での学術誌掲載や、共同研究の拡充が検討されるなど、協定校との連携の深化を図る姿勢がみられ、更なる教員間交流の進展に期待したい。

